

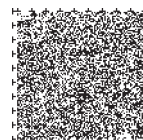
横須賀市地域福祉計画

平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度）



平成 31 年（2019 年）2 月

横須賀市



はじめに

目次

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

- (1) 計画策定の背景 1
- (2) 基本理念 2
- (3) 計画の基本目標 2

2 計画の位置付け

- (1) 基本構想・基本計画・実施計画との関係 4
- (2) 福祉分野の個別計画との関係 5
- (3) 地域福祉活動計画との関係 5
- (4) 計画期間 5

第2章 現状と課題

1 現状

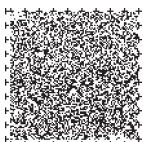
- (1) 人口・世帯の動向 7
- (2) 高齢者の現状 9
- (3) 障害者の現状 11
- (4) 子ども・子育ての現状 12
- (5) 生活困窮者の現状 13
- (6) 外国人の現状 14

2 市民意見の聴取

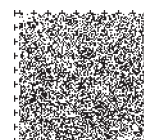
- (1) 市民アンケート調査結果 15
- (2) 関係団体意見聴取結果 17

3 課題

- (1) 地域の支え合い活動について 19
- (2) 担い手について 19
- (3) 支援体制について 20



第3章 計画の体系		
	施策体系図21
1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり		
	(1)地域の支え合い機能の強化22
	(2)多様な担い手の育成・参画24
	(3)包括的な支援体制の整備26
2 やさしさあふれる福祉のまちづくり		
	(1)心のバリアフリーの推進29
第4章 計画の推進体制		
1 評価指標の設定	31
2 推進体制	32
資料編		
1 計画の策定体制		
	(1)横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 審議経過33
	(2)横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 委員名簿34
	(3)社会福祉審議会条例35
2 パブリック・コメント手続の結果概要		
	(1)意見募集期間37
	(2)意見提出者の数及び意見の件数37
3 用語集		



第3章 計画の体系

地域福祉計画は、各福祉分野に共通する横断的な課題について、「地域福祉」をキーワードに体系を整理した、福祉分野の各個別計画の基盤となる計画です。

本章では、施策の方向性及び展開を示し、個別の事業については、個別計画等においてそれぞれ推進してまいります。

第3章 計画の体系

1 丸ごと受け止める福祉のまちづくり

(1) 地域の支え合い機能の強化

- ① 地域における支え合い機能の充実
- ② 地域における見守り体制の強化
- ③ 地域福祉活動のネットワークの形成
- ④ 地域における健康づくり・介護予防活動の推進

(2) 多様な担い手の育成・参画

- ① 地域の担い手の育成・参画
- ② 福祉人材の育成・確保
- ③ 災害時ボランティアセンターの設置

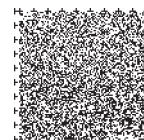
(3) 包括的な支援体制の整備

- ① 相談支援体制の強化
- ② 家族丸ごとの相談支援体制の検討
- ③ 自立に向けた支援
- ④ 権利擁護の推進

2 やさしさあふれる福祉のまちづくり

(1) 心のバリアフリーの推進

- ① 他人に対する思いやりの心の醸成
- ② 多様性を受け止める意識の醸成
- ③ 誰もが情報を共有しやすい情報発信の推進



② 家族丸ごとの相談支援体制の検討

【施策の方向性】

複合的な課題を抱える人や家族の増加により、福祉分野だけでなく、医療や教育、権利擁護など分野を超えた包括的な支援が求められているため、家族の困り事を丸ごと受け止めることができる相談支援体制について検討を行います。

【施策の展開】

◎家族丸ごとの相談支援体制の構築

- ・ 制度のはざまや複合的な課題に対し、地域の多様な主体によるネットワークにおいても解決を図ることができない困難事例などを受け止めるための、家族丸ごとの相談支援体制の構築について検討を進めます。
- ・ 併せて、解決につながった事例を各地域で共有するための仕組みについても検討を行います。

③ 自立に向けた支援

【施策の方向性】

一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、個人の能力に応じた就労の場の確保や職場定着に必要な援助等を行います。

生活に困窮している人に対し、一人一人の状況に合わせて相談に応じるとともに、就労支援や子どもへの学習支援等を通して、自立に向けた支援を行います。

また、犯罪をした人等が社会に戻った後、再度罪を犯さないよう指導・支援する取り組みを進め、安心して住むことができる地域社会を維持します。

【施策の展開】

◎障害者に対する就労支援

- ・ よこすか就労援助センターと連携して職場定着支援等に取り組み、一般就労が困難な在宅障害者の就労を促進します。

◎子どもに対する学習支援

- ・ 生活困窮世帯の子どもを対象に、全日制高等学校へ進学するための学習支援を行い、貧困の連鎖の防止を図ります。
- ・ 日本語が不自由なために学校生活に支障を来している外国につながる児童・生徒を対象に、個別指導を行うなど、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。

◎犯罪をした人等に対する社会復帰支援

- ・ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等に対し、再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨に則り、国・県や、更生保護団体その他の関係団体と連携し、地域での生活を可能にするための必要な支援を検討します。

